

「レンタル棚」利用規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人まちづくり機構ユマニテさが（以下「機構」という。）が運営するわいわい!!コンテナ2（以下「コンテナ」という。）内のレンタル棚の運営及び利用に関する義務について必要な事項を定めるものとする。

(利用期間)

第2条 レンタル棚の利用期間は、各月の1日を基点に1か月とし、原則として連続利用は2か月まで、年度内に合計で4か月を上限とする。

(利用料)

第3条 レンタル棚の利用料は、1か月1区画あたり600円とし、レンタル棚を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、利用料を申込時に完納しなければならない。

(代理販売と販売手数料)

第4条 レンタル棚で商品を販売するときは、機構が利用者に代わって販売を行う。そのため機構は、代理販売の手数料として売上の10%を徴収し、月末に手数料を差し引いた売上金額を利用者に支払う。

(利用者の遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 機構が行う各種事業（イベント）に積極的に協力すること。
- (2) 利用後は原状を回復すること。
- (3) 区画をはみ出した利用をしないこと。
- (4) 多くの方の来場を促す工夫をすること。
- (5) 公序良俗に反する行為をしないこと。

2 利用者が、前項に定める事項を遵守しない場合は、機構は、レンタル棚の利用を中止させることができる。

3 前項の定めにより利用中止となった場合、利用期間の途中であっても利用料の還付はしないものとする。

(利用申込)

第6条 利用者は、利用しようとする日の3月前の日の属する月の初日から利用申込みができるものとし、利用申込書兼契約書に必要事項を記入の上、利用料を添えて機構に提出すること

(利用取消)

第7条 利用者がレンタル棚の利用を取り消す場合は、速やかに機構に届け出なければならない。

2 既納の利用料の返金はしないものとする。ただし、災害等により機構が管理運営上支障があると認め利用を取り消したときは、利用者が利用できなかった期間に相当する額を返金するものとする。

(商品)

第8条 商品は、設置するレンタル棚に収納できるサイズまでとする。

2 商品の入替えや補充は、利用者は機構に申出をし、機構の立会いの下行わなければならない。
(問合せ対応)

第9条 商品に関する問合せやクレーム対応は利用者が責任をもって行わなければならない。
(その他)

第10条 この規程に定めがない事項については、機構と利用者が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。